

第 6 0 号議案

豊川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正
について

豊川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 8 年 6 月 3 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

豊川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 2 1 年豊川市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 八幡駅南地区整備計画区域医療拠点地区用途の制限の項第 1 2 項第 4 7 号中「第 1 3 0 条の 9 の 3」を「第 1 3 0 条の 9 の 4」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 6 月 2 3 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。